

各地方運輸局自動車交通部貨物課
関東・近畿運輸局自動車監査指導部
各地方運輸局自動車技術安全部保安課
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課
監査指導課
車両安全課

物流・自動車局安全政策課
物流・自動車局貨物流通事業課
物流・自動車局自動車整備課

令和6年能登半島地震による一般貨物自動車運送事業者の営業所損壊等被害下における支援物資等の一時的な輸送体制確保のための臨時の活動拠点設置の特例について

令和6年能登半島地震により、一部の一般貨物自動車運送事業者の営業所においても損壊等の被害を受けている。また、当該事業者の運転手等の罹災により物資輸送の担い手確保が困難な状況が生じている。これにより、被災地へ又は、被災地内の支援物資等の輸送にも支障が生じている。

このため、上記の事情に鑑み、輸送の安全性を確保しつつ必要な支援物資等の輸送能力を確保する観点から、当該被災地域において使用する車両を臨時的に他の地域から移動して事業活動を行おうとする場合について、下記の取扱いによることとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 一般貨物自動車運送事業者が、期間限定で車両を臨時に配置する拠点（以下「臨時の活動拠点」という。）に移動して事業活動を行おうとする場合には、当該事業者が、以下に定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更にあたらないものとして取り扱うこととする。

(1) 対象車両

被害を受けた営業所の集配エリアにおいて必要な輸送力の確保に係るものであること。

(2) 期間

被害を受けた営業所における営業所機能の回復、車両数の補完、または支援物資等の輸送能力の補完がなされるまでの期間とすること。ただし、当該期間は原則として14日間を超えないものとし、災害の復旧状況等やむを得ないと認められる理由がある場合には、当該期間の満了に際し、個別に延長することとする。

(3) 期間満了後の車両の取扱い

配車元営業所から臨時の活動拠点に配車された車両（以下「配車車両」という。）については、(2)の期間満了後に、配車元営業所に再配車すること。

(4) 臨時の活動拠点における運転者の過労運転防止及び輸送の安全性確保に係る措置

- ① 運転者の過労運転の防止を図るとともに輸送の安全性を確保するため、一般貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点を営業所とみなし、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び関係法令に基づいて通常の営業所において講ずることとされる運行管理及び車両管理に係る措置と同等の措置を講ずること。
- ② 一般貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点において必要な員数の運行管理者及び整備管理者を配置すること。
- ③ 一般貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点に配置された運転者（以下「配置運転者」という。）及び配車車両に係る運行管理及び車両管理について、臨時の活動拠点において責任をもって行うこと。
- ④ 一般貨物自動車運送事業者は、配置運転者が有効に利用することができる休憩・睡眠に必要な施設を臨時の活動拠点に確保すること。
- ⑤ 一般貨物自動車運送事業者は、配車車両を適切に駐車するための車両置場を確保すること。
- ⑥ 一般貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点にあっても、運転者及び配車車両に係る運行管理及び車両管理に係る業務の処理方法について、運行管理規程及び整備管理規程等の定めを遵守すること。

2. 本事務連絡による取扱いをした場合、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）における「一の運行」の規定の適用にあつては、臨時の活動拠点を配置運転者が所属する営業所とみなすこととする。

3. 本事務連絡による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 12 条第 1 項の変更登録の規定にはあたらないことから、同項の手続は不要である。

4. 臨時の活動拠点を管轄する運輸支局等は、違反行為を防止するため、輸送の安全確保及び事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合には、一般貨物自動車運送事業者に対し、法令遵守事項等について報告させ、又は呼出等により必要な指導を行うこと。また、法令違反の事実が確認された場合には、臨時の活動拠点を違反営業所とみなし、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づく処分等を厳正に行うこと。

5. 既存営業所を活用しつつ、支援物資等の輸送能力を確保するため、当該被災地域において使用する車両を臨時的に他の地域から移動して事業活動を行おうとする場合についても、上記 1. ～ 4. に準じて取り扱うものとする。